



Title	印パの核実験：インドの核実験実施命令の分析と核実験の法的位置付け
Author(s)	竹内, 俊隆
Citation	アジア太平洋論叢. 1999, 9, p. 73-100
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/99929
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

印パの核実験：インドの核実験実施命令の分析と核実験の法的位置付け

竹 内 俊 隆*

I. はじめに

人類の核実験禁止の願いには長い歴史がある。核時代に突入してから、徐々にそして各々だけでは不十分であったが、核兵器の水平拡散を防ぎまた核実験の許容限度（場所及び規模）を低減する目的の軍備管理・軍縮条約が結ばれてきた⁽¹⁾。

水平拡散防止に関しては、1970年に発効した核拡散防止条約（NPT）が重要な役割を果たしている。核爆発実験の全面的禁止に関しては、1996年9月に国連総会の場で、包括的核実験禁止条約（CTBT）が圧倒的多数で採択された。同条約の発効は、印パの批准も条件とされており、インドの反対などから発効そのものが危惧されて來た。そのため、国際法的には規制できなくとも、核爆発実験自体の禁止が実質的な国際規範になってほしいとの期待が持たれていた。

しかし、この期待は、昨年（1998年）5月に無惨に打ち破られてしまった。昨年5月11日と13日に、インドが核実験を青天の霹靂のごとく実施したためである。そのため、インドのライバルであるパキスタンも、5月28日と30日に核実験を実施した。これは、インドの「平和目的」と称する1974年の核実験を除くと、NPTで公認された核兵器国（米、英、仏、露、中）以外は明示的に核実験を行わない、という一種の不文律（規範）が崩壊してしまったことを意味する。

本稿は、インドがなぜ核実験を実施したかを分析し、核実験の法的位置付けにも言及していく。本稿の構成は、まず、印パの核実験の概要を述べ、インドの核実験準備を歴史的に振り返った上で、今回のインドの核実験実施命令に至る過程を追ってみる。この命令決定過程の事実関係を明確に提示した後、今回の決定に

* 大阪外国語大学 国際文化学科国際関係講座

至った原因を探るため、政策決定過程に関する三モデル（「合理的行為者モデル」、「国内政治モデル」および「規範モデル」）を活用して分析する。そして、その分析作業中で出てくるCTBT要因説は、根拠に乏しいことを指摘する。最後に、核実験の国際法上の位置付けに関して、核実験に関する安保理議長声明や安保理決議の内容を紹介・分析し、その意味するところを述べる。また、核爆発実験に対するイスラエルの法的立場が、印パと異なることも指摘する。

II. 核実験の概要

(1) インド

インドの核実験は、1998年5月11日午後3時45分に3回、13日午後0時21分に2回の合計5回行われた（いずれも現地時間。GMTでは、午前10時15分と午前6時51分になる。）^⑨。場所は、ラジャスタン州ポカラン実験場で、パキスタンとの国境から約100Km離れている。同じ実験場で、1974年に、インドが初めて「平和目的」と称する核実験を行った。

実験の規模は、5月11日発表のインド首席声明、5月13日のインド政府発表および5月17日の関係科学者による記者発表・会見を総合すると、若干数値にばらつきが見られるが、初日の3回は12kt（キロトン）の核分裂装置、0.2ktの低威力装置、43ktの熱核装置であった。二日目の2回は0.2ktと0.5kt（または0.2ktから0.6ktの間）の低威力型である。

初日の12ktの爆発は、広島に落ちた原爆とほぼ同程度の威力を持つが、戦車部隊などの対地上兵力用と思われる。0.2ktなどの低威力型は、爆発に関する資料収集が目的と思われる。最大規模の爆発は、巨大都市を破壊するに十分な威力を持つ。この爆発実験は、筆者の憶測では、第二撃戦力としての対都市戦略を考えた実験であった可能性がある。もしこの憶測が正しいとすると、規模は小さく最小限抑止型であっても、相互確証破壊型の戦略を目指している可能性は否定できない。

最大規模の熱核装置に関しては、水爆型の核融合装置であったか、水爆型と原爆型（核分裂）の中間に位置するブースター型の核分裂型装置（boosted fission device）であったかで、インド側の主張と西側科学者（地震波検証専門家など）の見解に齟齬が見られる^⑩。低威力装置はいずれも簡単な核分裂型と言われている^⑪。

(2) パキスタン

パキスタンの核実験の詳細は不明だが、政府関係者の話を総合すると、概要は以下のようである⁽⁶⁾。最初は5月28日午後3時過ぎに5回行われ⁽⁷⁾、うち1回は30-35kt程度の威力であり、残りは戦術兵器用の低威力装置である。初日の威力を総計すると、40-45ktになる。二日目は5月30日正午頃に1回行われ⁽⁸⁾、15-18kt程度の威力であった。実験は、イランおよびアフガニスタンとの国境近郊にあるバチスタン州チャガイにある丘陵地帯で行われた。

パキスタンは熱核装置を使用せず、すべて濃縮ウランを使った簡単なデザインの核分裂装置を使用した。もっとも、熱核装置の研究は進めており、その爆発実験も可能との主張もある⁽⁹⁾。今回の実験では、単なる爆発装置ではなく、実際の兵器が使用された兆候があるとの見方もある⁽¹⁰⁾。

実験の回数と規模に関しては、インドの場合よりもさらに多くの疑問が当初から出されている⁽¹¹⁾。すなわち、初日の実験数は5回ではなく、少なければ2回である可能性が高い。確かに（インドが主張したように）同時多発型核実験は可能であるが、技術的にきわめて難しく、5回同時にを行うのは通常考え難い。また、規模も、5回の実験を累計しても2ktから12ktの間で6kt程度の可能性が高いとの推測がある。二日目の実験は、12ktから18ktとの見方があれば、0ktから5ktとの推測もある⁽¹²⁾。2ktとの主張もある⁽¹³⁾。

パキスタンの場合は、インドの核実験に可及的速やかに対抗した形であり、初回の核実験5回との数字もインドの今回の核実験数と一致する点は、偶然とは思えない。その意味で、シャリフ首相の"Today we have settled the score with India"⁽¹⁴⁾という発言は、"score"という文言を使っているので、思わせ振りであると考えるのは穿ち過ぎであろうか。なお、パキスタンの総計6回の核実験数は、インドの総核実験数（1974年の核実験も含む）と一致する。

核実験の準備には時間が必要であり、米国でさえ大急ぎでやって2カ月かかるとのことである⁽¹⁵⁾。それを、わずか17日程度の準備で実行したのであるから、驚異的と言っても過言ではないように思われる（ただし、インドも1カ月程度の準備期間で核実験を実施している。）。この準備期間の短さは、パキスタンが実験可能体制を維持していた証拠であるが、あまりにも性急に準備したため、予想と異

なる事態がいくつか発生したとの推測も難くない。つまり、核実験をしたという政治的事実が重要であり、未臨界実験など核爆発を伴わない実験へ向けた資料収集といった、より「技術的」な情報の収集は二の次であったためであろう。

III. 核実験への経緯

(1) 実験準備の歴史

今回の核実験実施に至るまで、インドではどんな核実験準備・中止の歴史があつたのか、簡単に振り返っておこう⁽¹⁶⁾。

1974年5月18日の「平和目的」核爆発が、今回の核実験まで唯一の核実験であつた。命じたのは、国民会議派のインディラ・ガンディー首相である。その後も、インドは核兵器能力の開発に努め、何度か核実験の準備は行われたが、実施にまでは至らなかった。中止された核実験の最初は、1983年でやはりインディラ・ガンジー首相が命じている。この時に、今回使用された核実験用の地下坑が三本掘削されている。中止の理由は、実験計画が漏れしたことと、経済制裁を恐れたためと言われている。

インディラ・ガンジーの息子であるラジブ・ガンディー首相は、パキスタンの核爆弾製造能力が明らかになつた1988年に、核爆弾の軽量化、堅固化、安全化などインドの核能力の「武器化」を命じている。直前に、国連総会で大々的な核軍縮提案（すべての核兵器の時限付き、段階的廃絶を目指した行動計画）をした舌の根も乾かぬうちに命じた。その結果、停滞していたインドの核開発が進行し、1989年までには、飛行機からの爆弾投下能力を持つようになった。また、彼は、1985年に、「核抑止システム構築に関する試算」を行わせている⁽¹⁷⁾。

1995年12月には、同じく国民会議派のナラシマ・ラオ首相が、3回の核実験の実施を命じている⁽¹⁸⁾。この実験準備（電気ケーブルの設置など）が米国の偵察衛星に探知され、その証拠写真をもとに米国が実験中止の圧力をかけたため、ラオ首相は中止を余儀なくされた。しかし、実験実施チームは解散せず、1ヶ月以内に核実験実施可能な体制の維持が図られた。

ラオ首相はこの時、核実験がインド経済に与える影響を、機密裡に事前調査させている。この調査は、最悪の場合、インド経済の発展が5-10年程度遅れると予

想していた⁽¹⁹⁾。

1996年5月の選挙で、インド人民党が第一党となった。しかし、過半数に届かず、そして多数派工作に失敗したため、バジバイ人民党政権はわずか13日間の超短期政権に終わった。そのわずかの間に、バジバイ首相は核実験の実施を命令している。しかし、準備を急いでも実施までには約1ヶ月かかるため、時間切れになつた。跡を継いた連合戦線内閣のゴウダ政権やグジュラル政権が、核実験の実施命令を撤回したためである。その彼らも、1ヶ月以内に実験を実施できる体制は維持させた。

なお、1996年12月にも核実験を実施する予定だったが、やはり米国に探知され、実施48時間前に実験を断念したとする説もある⁽²⁰⁾。

1998年3月の総選挙で人民党は再び第一党となり、バジバイ政権が17（12の政党とその他無所属議員）もの政党の連立政権として成立した。今回の連立も内輪もめが絶えない危ういものであるが、今のところ前回の轍は踏んでいない。バジバイ首相が、政権獲得後間をおかず行ったことは、前回と同様に核実験の実施を命令することだった。

（2）1995年の実験中止

1995年の核実験実施命令は、国民会議派ラオ政権が下した命令であり、今回のインド人民党による核実験の実施と比較する上でも、その背景を探る必要がある。

ラオ首相が実施を命じた理由としては、パキスタンが中国から原爆の製造に使えるリング・マグネットを大量に入手したこと、米・パ関係の改善などが言われている⁽²¹⁾。さらには、インドのエリートの核兵器に対する考え方、この当時変わってきたことをあげる見解もある⁽²²⁾。

後者の見解によると、まず、インド人民党の勢力が拡大し、民族主義的な考えが広まってきた。第二に、対パキスタン関係の悪化を核抑止を有効に活用して防いだとして、核抑止の取り扱いに自信を持ったことなどが、エリート層の考えに影響を及ぼしたとされている。

筆者は、核実験を迫る声に、CTBTが1996年度中に締結される可能性が現実味を帯びてきたことも、影響しているのではないかと憶測する。フランスがCTBT締結に備えて、また中国が締結を目前にして、駆け込み的に核実験をしたことと

同じ理由からである。

インドは、それまでCTBT交渉の中で条約締結に反対する素振りは見せず、「時限付き核軍縮」提案をした1996年当初でさえ、「良い条約」ならば賛成すると再三再四繰り返し発言していた⁽²³⁾。したがって、1995年末から1996年初頭にかけては、インドもCTBTの調印そのものは否定していなかったと推測できる。

もし条約が妥結に達し、インドも調印する場合は、もう核爆発実験はできなくなってしまう（核爆発実験の禁止が当時から多数意見であったことは、インドも知っていた。）。インドは、1974年以来核実験を実施していないため、核関連科学者・技術者さらには軍関係者が、原爆の初步的な技術・知識段階で凍結されることに危惧を抱いたのは、容易に想像できる。また、核実験の経験を持つ科学者・技術者の世代交代時期も迫っていた。⁽²⁴⁾

この核実験が中止に追い込まれたため、NPT上の核兵器国と同等な立場を目指すならば、「時限付き核軍縮」提案に行き着かざるを得なくなる。そう考えると、唐突と思われた上記提案のタイミングにも、納得がいく。ただし、インド政府は、類似の提案や考えを以前から表明しており、まして直前のカルタヘナ非同盟諸国首脳会議で他ならぬラオ首相が「時限付き核軍縮」の考えを表明している。したがって、唐突な提案ではないと主張できる。本稿は、単にCTBT交渉の場にこの考えを持ち出したのは、唐突との印象を否めないと言っているだけである⁽²⁵⁾。

この筆者の推測からすると、インドの核関連科学者・技術者や軍さらに関連産業界からの圧力が、ラオ首相の決定に大きな影響を与えたことになる。ラオ政権は国民会議派政権である。インド人民党の政権になった途端に、突然核実験をする誘因が生じたわけではない。それ以前に、国内的な誘因はすでに存在したのである。

（3）核実験実施命令から実施まで

バジバイ首相は、権力を掌握した3月19日から1週間も経たない内に、国際的な経済制裁を受けた場合の悪影響、特に最大の貿易相手国かつ直接投資国である米国からの影響を、迅速に調べさせた。米国は、核拡散防止法（1974年）のいわゆるグレン修正により、人道目的などを除いて、各種の制裁を自動的に発動する法体制になっていたからだ。この調査は1995年の調査に基づいて行われ、損害は対

処可能なレベルにとどまるとの結論が出た⁽²⁶⁾。

これを受け、バジパイ首相は、4月8日にチダムバラム原子力委員会委員長とカラム(kalam)国防研究開発機構(Defense Research and Development Organization)所長を召集し、5月11日に核実験を実施するよう正式に命令した。5月11日に実験日を設定したのは、単に大統領が外遊から5月10日に帰国するからで、釈尊の生誕日とは偶然の一一致であるそうだ⁽²⁷⁾。

なぜ、インドは米国の偵察衛星の目をかいくぐることができたのだろうか。偵察衛星の毎日のスケジュールは、あるハッカーのウェブ・サイトに載っているとの報道がある⁽²⁸⁾。もしこの報道が正しいとすると、じつに簡単に貴重な資料が入手できることになる。インドは、1995年末の実験準備の際に米国が提示した証拠写真から、米国の偵察衛星の動きに関して各種の情報を得たようである。

米国がポカラン監視のために飛ばしている衛星は、KH-12及びラクローズ(Lacrosse)型をそれぞれ二つの合計4機である。この4機で、緊急時には常時ポカラン上空を監視できる。しかし、通常は、6時間に1回から1日1回程度しか写真を撮れない。米国はインドの意図を把握していなかったため、通常通りの衛星の運行が行われていた。この時間の間をくぐって、核実験の準備が行われたのである⁽²⁹⁾。

米国がインドの意図を把握できなかったのは、インド政府の高官が虚偽とも言える情報を伝えていたためもある(ただし、彼らも知らなかつた。国防相が5月9日、陸海空軍首脳、外相および大統領は5月10日に核実験実施を知らされた。)。例えば、ラグナス(Raghunath)外相やフェルナンデス国防相は、インドは地域で問題を起こすようなことは近い将来しない、と訪印中のリチャードソン米国国連大使に保証している。もうすでに実験実施の秘密命令が出されていた4月のことである。さらに、ラグナス外相は、訪米中の5月1日、まだ防衛政策の再検討中であるとタルボット国務副長官に伝えている⁽³⁰⁾。すなわち、当面の間、インドの核政策に変更はないとの意味である。

米国は、インド政府高官のこうした発言・保証を額面通りに受け取り、インドの核政策変更に関するパキスタンの警告を無視していた。例えば、シャリフ首相が4月はじめにクリントン大統領に書簡を送り、インドは核政策を稼動可能にす

る方向で大きな一步を踏み出すと警告していた。

IV. 政策決定過程論による分析

(1) 政策決定過程の類型化

インドの核実験実施はどのような過程を経て決まったのかを明確にするために、政策決定過程論に基づいて類型分析をする。一般的には、アリソンの『決定の本質』⁽³¹⁾が著名である。アリソンは、「合理的行為者モデル」、「組織過程モデル」及び「官僚政治モデル」の三類型に分けて、キューバ危機を分析した。

単純化し過ぎのそしりを恐れずに言うと、国家は單一行為者であり、その時の国際情勢を与件として一元的に決定できる国益にそって最適な行動をする、と考えるのが「合理的行為者モデル」である。「組織過程モデル」は、官僚機構内の各担当部課の細かな決定の積み重ねがある一つの決定となるのであり、いわばルーティーン作業の集積でしかないと見る。「官僚政治モデル」とは、最後の意思決定をする際の会議参加者が誰で、どんな意見を持っており、最終決定権者とどんな信頼関係にあるかが重要であるとする見方である。

佐藤は、上記三類型では不十分であるとして、「認識（心理）過程モデル」の追加を提案する⁽³²⁾。このモデルは、最終決定権者の持っている思想・信条・思い込みや外部環境に対する印象などの認識の重要性を説き、その認識は必ずしも「外部環境」の変化を正しくとらえていない点を強調する。

核兵器保有を対象とした類型には、セーガンが提唱した「安全保障モデル」、「国内政治モデル」そして「規範モデル」の三類型がある⁽³³⁾。「安全保障モデル」は、国家は安全保障の究極的な手段として核戦力の均衡を目指す。そのため、強国は核兵器開発を行い、弱小国は「核の傘」などを求めて核兵器国との同盟を希求すると見るモデルである。

「国内政治モデル」は、文字通り、国内の核兵器に関する主要行為者・圧力団体の動きに注目する。セーガンは、核関連科学者、軍の首脳そして主要政治家などをあげている。核関連科学者が原動力となり、軍の首脳を巻き込み、そして主要な政治家を味方に付けるのが典型的な行動パターンであるとしている。

「規範モデル」は、核政策は、指導者の持つ「信念体系」によって左右されると

見る。つまり、国際的な規範に対して為政者が持つ「信念体系」に、核政策は左右されると考えるモデルである。

本稿では、以上の類型を、便宜的に以下のようにまとめて活用する。まず、「合理的行為者モデル」と「安全保障モデル」は、基本的には外的環境に対して適切な対応を計算し、最適政策を採用するとの前提に立っている点で類似モデルである。ここでは、アリソンの命名を尊重して、この見方を「合理的行為者モデル」と呼ぶ。

「国内政治モデル」は、「組織過程モデル」と「官僚政治モデル」をあわせたモデルと言えるだろう。核兵器保有決定などの政策変更は、国家の安全保障政策の根幹をなす肝要な決定である。したがって、いわゆるルーティーン処理は考えられず、「組織過程モデル」は排除できる。すると、核政策に関しては、「国内政治モデル」と「官僚政治モデル」は同義語と言っても間違いではない。ここでは、より一般的な用語として「国内政治モデル」と呼ぶことにする。主要行為者は、核関連科学者・技術者、軍首脳および指導者（最高決定権者）であるが、国民世論の影響も考慮に入れる。

「規範モデル」と「認識過程モデル」は、指導者（最高決定権者）の思想・信念などの重要性に着目している点で、同一の視点を持つ見方と言えよう。もっとも、前者は指導者が既にある程度固定的に持っている国際的な規範に対する「信念体系」に焦点を当てているのに対して、後者は外部環境の変化を認識する過程で指導者の信念などが大きな影響を与える点に焦点を当てている。本稿では、指導者の持っている固定的な「信念体系」を重視する意味から、「規範モデル」と呼ぶことにする。

（2）三類型に基づく分析

(i) 「合理的行為者モデル」

上記の「合理的行為者モデル」、「国内政治モデル」そして「規範モデル」の三類型を用いて、今回のインドの核実験実施を分析する。まず結論を先に述べると、今回の実験実施前に、インドの「核選択保持政策」の変更を迫るほどの大事件はなかったと判断できるので、「合理的行為者モデル」の適用には無理が伴うと言えるだろう。なお、1983年の実験中止は、今日的な状況とは冷戦の終結など外部環

境が大きく異なるので、本稿の分析対象からははずした。

バジバイ首相は、5月12日にクリントン大統領に送った書簡で、「国防および核環境の劣化」を一因として言及している。この文言は、主として中国とパキスタンを指していると思われる。では、対中関係は核政策の変更を迫るほど悪化していたのであろうか。中国がパキスタンの核開発を支援しているとの非難やフェルナンデス国防相の「中国が一番の潜在的な脅威である」⁽³⁴⁾などとする一連の発言にかかわらず、むしろかなり改善されていたと見るのが一般的である⁽³⁵⁾。

1988年のラジブ・ガンジー首相の訪中以来、中印関係は改善されて来ていた。1996年には江沢主席が中国首脳としては初めて訪印し、国境紛争の安定化や国境周辺配置部隊の削減協定に調印している⁽³⁶⁾。また、核実験実施直前と言える4月27日には、中国人民解放軍の傅全有参謀総長が軍首脳としては初めて訪印し、国境確定問題その他信頼醸成措置について合意している⁽³⁷⁾。さらに、インドを標的とした中国の唯一の弾道ミサイル (Dong Feng-25) も最近放棄されたそうである⁽³⁸⁾。

パキスタンとの関係が、最近極端に悪化したわけでもない。パキスタンとは、カシミールなどで小競り合いが続いている、関係が良くないことは周知の通りである。しかし、例えば、1988年には相互の核施設を攻撃しない協定に調印し、1992年には原発などの核施設のリストを交換し、1997年には首脳会談でホットライン設置に合意している⁽³⁹⁾。少なくとも、インド核政策の変更を迫るほどの対パキスタン関係の悪化があったとは、とても言えない。

4月6日に行われたパキスタンのガウリ・ミサイル発射実験が、インドを核実験に追い込む契機になったという説がある。この発射実験は、バジバイ首相の実施決意をより強固にする一因になったとは思えるが、上記した影響調査の時期さらに下記の理由から、実施決定を左右した原因とは思えない。

対米関係も、中国の対パキスタン支援を見て見ぬ振りをしているとの批判はあったが、同年秋にはクリントン大統領の訪印が予定されていた(核実験後中止となつた。)ことからも、対米関係の悪化から核実験を余儀なくされたなどと言える状況ではなかった。

「国防および核環境の劣化」説、特にミサイル発射実験原因説の決定的な欠点

は、1995年末のラオ政権下での実験実施準備、1996年春のバジバイ政権下での準備に対して何の答えも与えられない点である。軍事的な状況に関しても、全般的には、中国軍及びパキスタン軍の配備や意図に大きな変化があったとは言いがたい⁽⁴⁰⁾。

そうすると、「合理的行為者モデル」では、1995年末の実験実施決定が大きな鍵を握ることになる。その決定に至るまでに、何らかの大きな外部環境の変化があったと言えるのだろうか。前述した、CTBT妥結の可能性が一つになるだろう。しかし、もしこれが主因ならば、インド政府は締結できないことを前提または期待して交渉に参加したことを意味する。前述したように、交渉の途中までは調印の意思があったと判断するので、インド政府がそこまでシニカルであったとは思えない。

また、インド政府が実際にそうしたように、インド単独でCTBT交渉を軍縮会議の場から葬り去るのは可能であり（全会一致制のため）、最悪の場合でも条約に調印しなければ済む。これはNPTでの状態と同じであり、CTBTでの孤立がインドの伝統的核政策の変更を迫るほどの外部環境の変化とは言えないであろう。（CTBT要因説に関しては、後述する。）

以上のことから、「合理的行為者モデル」は、少なくとも今回のインドの核実験実施決定に関しては、適用に無理があると分かった。

（ii）「規範モデル」

「国内政治モデル」と「規範モデル」は、指導者（最高決定権者）という主要行為者が重なるため、相互に排他的ではない。まず、指導者（最高決定権者）の役割を見てみると、今回の核実験実施に関しては、インド人民党そしてバジバイ首相の「信念体系」が大きな役割を果たしたことは間違いないであろう。

よく指摘されるように、インド人民党の選挙綱領には、外部環境の変化に關係なく、当初から「核兵器導入の選択肢を行使する」とあり、インドの核保有政策の推進をうたっていた。中国が初めて原爆実験を行った1964年以来、インドの核武装化は、ヒンズー民族主義者の願望であった⁽⁴¹⁾。

バジバイ首相が、この綱領と同様な「信念体系」を持っていても明らかである。彼が、権力を掌握した途端に実験実施を命令したのも、その「信念体系」

の証左であろう。彼は、1964年12月に、上院で、原爆に対する答えは原爆であり、それ以外の何者でもない⁽⁴³⁾、と演説したそうである。中国の核実験以来の確信犯と言える。

1996年のバジバイ短期政権を継いだ連合戦線政権は、外部環境の大きな変化は全くなかったのにもかかわらず、実験実施命令を取り消していることも有力な根拠である。したがって、「規範モデル」は、かなりの確度で適用できる。

(iii) 「国内政治モデル」

「国内政治モデル」を考えるとき、セーガンのあげた三主要行為者の他に、国民世論の影響を無視するわけにはいかないであろう（セーガンもその影響力を認めている）。国民の間で圧倒的な支持を得ると予想できる政策の場合は、なおさらである。

インドにとって、核兵器の保有はかなりの支持が見込める政策であった。1995年12月5日の世論調査によると、62%が核実験に賛成していた⁽⁴⁴⁾。ちなみに、この調査は、インドの核実験準備がニューヨーク・タイムズ紙にリークされ記事となる（12月15日）前に行われている。

今回の核実験後の世論調査では⁽⁴⁴⁾、大都市住民を中心とした調査ではあるが、核実験賛成は87%にもなり、核爆弾の兵器化にも86%が賛成している。そして、人民党は党利党略のために核実験をしたか、との質問に対しては、60%が否定している。核実験後の方がインド人であることをより誇りに思うかとの質問に対しては、92%が肯定している。つまり、人民党は、国民の支持率が高い人気政策を実行したことになる。

他の三主要行為者を見ると、核関連科学者・技術者も、核実験の実施を望んでいた。一番望んでいたと言えるかもしれない⁽⁴⁵⁾。軍首脳の関与に関しては詳細な事実関係が明らかでなく不明確であるが⁽⁴⁶⁾、実験直前の4月21日に、マリク陸軍参謀長が核抑止とミサイル抑止の必要性を明言していることからも、ミサイルなど運搬手段や核兵器関連技術の開発促進を望んでいたことは確かである⁽⁴⁷⁾。

筆者は、核兵器運搬ミサイルとされたアグニ長距離ミサイルの最終的な開発・生産の開始が1997年11月までに確定したことも⁽⁴⁸⁾、軍関係者の意見をより強硬にしたのではないかと憶測する。核兵器をミサイル搭載可能にするためには、小型

化・軽量化が必要であり、信頼性を確保するためにも核実験を実施した方がよい。そのため、軍関係者からの核実験実施への圧力が増したのであろう。

ただし、今回の核実験実施に直接的に大きな役割を果たしたかというと、国防相と三軍の首脳が核実験の予定を知らされたは実施のわずか二、三日前でしかないことから分かるように、大いに疑問である。

(iv) 小括

以上の議論をまとめると、今回の核実験実施決定には、インド人民党およびバジパイ首相の「信念体系」が大きな位置を占めている。しかし、この「信念体系」だけが決定的な役割を果たしたと言うならば、それも間違いであろう。1995年12月の国民会議派ナラシマ・ラオ政権の実施命令を説明できないからである。

繰り返しになるが、インドの核兵器政策にとって、1995年の頃は次のような理由で特別な意味があると言える。大きな背景的理由としては、1974年の実験以来かなりの時間が経過し、核技術の陳腐化そして核関連科学者・技術者の世代交代が迫っていたことがあげられる。さらに、ミサイル技術の進展により、ミサイル搭載弾頭として核兵器を活用するならば、核爆弾小型化のための実験をする必要があった。また、時宜的に、もしCTBTが調印されるならば、核爆発実験は禁止されると予測でき、未臨界実験やコンピュータ・シミュレーション技術を確立しておく必要性があったことなどがあげられる。

CTBTの妥結可能性を除いては、全て国内的な要因と言え、三主要行為者すべてに加えて国民世論が、核実験を強く支持している状態である。すると、「国内政治モデル」もかなり有力なモデルとなる。

小括として、今回のインドの核実験実施命令に至るまでの決定過程では、「国内政治モデル」を背景に「規範モデル」が際だったと言えるのではないだろうか。決定に直接的に関与したのは、核関連科学者・技術者と指導者であり、指導者の「信念体系」が特に目立つ決定と言えるだろう。軍首脳と国民世論は核実験実施を縁の下から支える機能を果たしたと思われる。

V. CTBT要因説の検証

(1) 要因説の概要

CTBTの発効要件（第14条）は、同条約の発効には、インドを含む特定44か国の批准が必要と規定している。そのため、インドの「条約への不参加は許容されていない」⁽⁴⁹⁾といった解釈がある。また、同条項は、署名開放後3年間で発効しない場合は、条約の早期発効促進会議の開催を規定している。最初の会議は1999年9月になる。この会議で、インドに対して制裁が課される可能性が高いので、インドは核実験に追い込まれたとする論調もある⁽⁵⁰⁾。さらには、クリストファー・米国務長官の言動により、インドは覚悟を固めざるを得ない状況に追い込まれたとの説もある⁽⁵¹⁾。

(2) 発効要件説の検証

本稿は、上のいずれの説も根拠が全くないか、乏しいと判断する。まず最初に、CTBT主因説、特に発効要件説は、1995年末および1996年春の実験実施命令の説明が全くつかない点を指摘しておきたい。発効要件が決まったのはCTBT交渉の土壇場であり、それまではどんな条項になるか見当がつかなかった争点であった⁽⁵²⁾。この条項案が最終決着するまでに、いずれも中止になったとは言え、2回も実験実施命令が出されている。この事実がCTBT主因説の虚構性を雄弁かつ明快に語っている。

この発効要件は、核開発が可能なインドを含む特定44か国が入らないようなCTBTは無意味である。インドがCTBTの枠外にいて核実験が出来るような状態にある限り、CTBTを発効させないで、NPTで認められた核兵器国もインドと同様に核実験ができる権利を留保したいとの考えに基づいている。その5核兵器国も、全て署名をしたため（英仏は批准も完了した）、CTBTは発効していないが、条約法条約の規制を受けている（後述）。

早期発効促進会議案は、特定44か国の批准を発効要件にせざるを得なくなったが、それだけでは当時のインドなどの言動からして、条約の発効そのものが危ぶまれる事態が予想できた。この呪縛を少しでも和らげるために、窮余の一策としてまた日本など早期発効重視派の懸念を勘案して、浮上したものである⁽⁵³⁾。

この会議は、文字通り「早期発効」を目指す寄託国（批准国）会議であり、言

葉による圧力は当然かけられる。しかし、権能に関しては曖昧であり、交渉過程から判断する限り、具体的な強制措置を決める権能が授権されているとは思えない⁽⁵⁴⁾。もし、その権能ありと会議が決められると仮定しても、実効性のある具体策（「強制措置」）が採択される可能性は零に近い。この会議の決定方式が全会一致制であることも、大きな要因である。

その根拠として、核実験後の例えは英仏の対応を見ればよい。非難はしても、経済制裁など強制措置には反対した。英仏はCTBTの批准を完了しており（米中露は署名済みであるが、1999年3月末現在まだ未批准なので、現状では参加資格がない。）、この会議に参加できるため、その意向を反映できる。前述したように、全会一致でなければ何らの決定もできない会議である点を忘れるべきでない。

NPTの再検討会議などで、普遍性確保（インドなどの未加盟国の加盟促進問題）は常に議題となり、その重要性が述べられても、実効性のある具体策が何ら出てこないのが実状である。インドが未だにNPTの枠外にいるという事実が、真実を雄弁に物語っているように思える。

（3）不参加非是認説の検証

「不参加は許されていない」説は、条約の締結成立を默認した上で（成立の妨害工作をしないで）、インドが署名しない事態（つまり条約が発効しない事態）を想定すると成立しうる。インド一国が署名・批准しないために、当該条約がいつまでも未発効となる場合は、他の批准国が「不参加を許さない」と考える可能性があるからだ。

条約の締結自体が不成立ならば、当該条約に「参加」することはどの国にとっても不可能なので、論外となる。妨害工作云々は、首尾はともあれ、意図としては条約の不成立を狙つたことになるからだ。

前述したように、少なくとも1996年の初頭（軍縮会議の第一会期）までは、インドも署名に否定的な態度ではなかったので、条約の締結成立を阻止する考えはなかったと推測できる。ところが、インドの批准を発効の条件とする案に対して、主権の侵害を主張して、最終的には署名しないどころか拒否権を発動し、軍縮会議でのCTBT採択をつぶしている⁽⁵⁵⁾。したがって、「不参加は許されていない」条約のために、理由はともあれ、条約そのものを軍縮会議では葬り去つたことにな

る。前提条件が崩れてしまうので、この説の論拠が不成立となる。

もし、この「不参加は許されていない」を文字通り解釈すると、現在でもインドは署名せず「不参加」なので、「不参加」は許容されていることになり、事実と明らかに矛盾する。それこそ、条約に署名するしないは、国家の判断（主権の発動）である。軍備管理・軍縮条約では特にそうであるが、条約には自国の「至高の利益」を理由とする脱退条項が含まれる場合が、往々にしてある。CTBTもその例に漏れない。したがって、いったん加盟したあとでも脱退可能なため、二重の意味で、「不参加」は許容されている。

付言すると、国家主権の侵害を主張したのは、発効要件で指定された特定44カ国のうちインドだけであり、ラマカー核実験禁止特別委員会議長も主権の侵害を意図していない旨、わざわざ声明を出している。インドにとっては、主権を発動して、主権の侵害を未然に防いだ行動なのだろうが、その他圧倒的多数の国の意思（インドの主張と同様に広く取ると主権とも言える）を踏みにじる行為と言えなくもない。

（4）西脇説の検証

クリストファー国務長官原因（一因）説は、例えば、西脇⁵⁹が、インドがCTBTの「条約規定を順守しないのなら、たとえ核実験をしなくとも『非強制的な措置』をとらざるを得ない」と同長官が示唆した、とするインドの安全保障専門家の発言を引用している。そこから、「つまり、核実験をしようが、しまいが、インドがCTBTに署名するか実質的に順守しない限り、九十九年九月には何らかの国際的『措置』が発動されると、インド側は覚悟を固めざるを得なかつたのだ」との見解を述べている。

また、インド核技術陣から核実験実施への激しい突き上げがあったと言う人民党幹部の発言を引用した上で、「核実験をやらないまま来年（筆者注：1999年をさす）9月のCTBT批准国会合を迎える、『署名』か『制裁措置』かの二者択一を迫られことになれば」とも述べている。

こうした見方には、異議がある。まず、印象論的に言うと、上記したほど主権にこだわり、言って見れば孤立も構わず世界を相手に大立ち回りを演じたインドが、米国といえどもたかが一国務長官の示唆におびえて核実験に走ったなどとは

信じがたい。元々あった信念またはすでに下された実施決定を、更に強固なものにしたことを意味するならば、あり得ることと言えるけれど。

異議を具体的に指摘すると、第一に「核実験をしようが、しまいが、インドがCTBTに署名するか実質的に順守しない限り」との記述は、論理的矛盾を来している。CTBTの基本目的は、第1条の基本義務に書いてある通り、核爆発実験の禁止である。その他の条項は、一言で言うと、この基本義務を担保するためにあると言って良いだろう。つまり、核爆発実験をすれば、CTBTを「実質的に順守する」状態などあり得ない。「実質的に順守する」とは、すなわち核爆発実験をしないことである。

さらに、「九十九年九月にはなんらかの国際的『措置』が発動されると、インド側は覚悟を固めざるを得なかったのだ」との見解にも、いくつかの疑問がある。まず、米国単独の行動を「国際的」と称するならば、何らかの「措置」としか述べていないので発動される可能性はある。もし、この「国際的」の意味が、米国も含めたいいくつかの国の共同または別々の「措置」ならば、他国も何らかの「措置」をとることを前提としており、米国がそうなるよう努力するとは言えても、そうなると断言できるものではない。いかに米国の一般的影響力が大きくてもである。今度の核実験への各国の反応を見ればよい。

ここで言う「措置」は、文脈から言って「非強制的な措置」を意味すると判断できる。日本が今回インドに課した経済制裁でも「強制措置」であり、インドはこうした経済制裁にも耐えられると確認した上で、核実験を断行している。そうならば、「強制措置」よりも実効性が落ちると思われる「非強制的な措置」を、なぜそれほど（インド側が「覚悟を固める」ほど）恐れる必要があるのだろうか。

しかも、正確な文言や会談の雰囲気が不明なので推測でしかないが、「言った」と断言せずに「示唆した」のであるから、引用文のような解釈も可能な発言をクリストファー国務長官がしたことになる。すると、発言者であるクリストファー長官の真意と異なる可能性も否定できなくなる。さらに、引用された安全保障専門家が同長官と会談したわけではないと推測できるので、彼も他人の発言・印象を述べている点で、正確さを欠く可能性も残されている。

また、米国ではもともとCTBTに対する根強い反対論が一部にあり、上院は、今

のところ、CTBT批准討議を議事日程にすらあげていない。今度の印パの核実験で、今年9月の早期発効促進会議（批准国会議）までに批准することは、まず不可能と予測できる。そうなると、米国は、その「脅し」に実効性を持たせる「措置」を決める会議に参加できないのである。参加できない国が、いかようにして当該「措置」を主導的に決定できるのであろうか。

CTBT批准国会議で『署名』か『制裁措置』かの二者択一を迫られることになれば」との記述については、この「になれば」が単なる仮定としても、前述したように、どんな実効性のある「制裁措置」が、全会一致制の決定方式で、採択される得るのであろうか。核実験後の「制裁措置」を見れば一目瞭然であろう。

VI. 核実験とその法的位置付け

（1）国際法上の位置付け

印パはNPTに加盟せず、CTBTに署名もしておらず、また昨年の実験は地下核実験であったため、両国の核実験は両国の国際条約上の義務になんら違反する行為ではない、と主張できる。この点は、秘密裏の核開発を疑われている、例えば、北朝鮮やイラクなどのNPT加盟国と国際法上の立場は全く異なる。

NPTには、冷戦終結後、南ア（1991年）、仏（1992年）、中（1992年）そしてアルゼンチン（1995年）やブラジル（1998年）などの主要な未加盟国が加入し、現在世界の圧倒的大多数の国が加盟している（1998年末現在で185カ国で、国連加盟国数と同じである。台湾と旧ユーゴスラビアを含めると187カ国となる。）。したがって、NPTはすでに国際的な規範となっていると判断し、非核兵器国による核実験は国際的な規範違反との議論は可能である。

しかし、この国際規範は、NPTで認定された5核兵器国以外は核実験をしないという条件付きの規範なので、不平等だとのそりは逃れ得ない。実際、フランスと中国は、CTBTの最終条約案成立前に、かけ込み的に最後の核実験を行っている。慣習国際法として未加盟国をも束縛するとの見解は、印パがNPTに強硬に反対しているためとれない。

（2）国連憲章上の規定

印パは国連加盟国なので、国連から両国の行動に一種の足枷がかかる可能性が、

少ないながらある。国連憲章の規定を順守する義務が加盟国に（憲章第2条第6項によれば、非加盟国にも順守させる義務もある）あるからだ。

国連憲章は、第5章第24条で、安保理に「国際の平和及び安全の維持に関する主要な責任」を負わせ、第7章でその責任を担保する「平和に対する脅威、平和の破壊及び侵略行為に関する行動」を規定している。その第7章第39条では、安保理に「平和に対する脅威、平和の破壊及び侵略行為」が存在するかどうか「決定」する権限を与え、さらに「国際の平和及び安全を維持し又は回復する」ための勧告権のみならず、必要な場合は、軍事的措置を含むどのような強制措置をとるか「決定」する権限を与えている。第5章第25条で、この安保理の「決定」を、国連加盟国は「受諾し且つ履行することに同意する」と規定している。

このような措置は、当該国が批准している国際法に違反したかどうかにかかわらず、安保理の「決定」による点に留意を要する。もっとも、明白かつ悪質な国際法違反（慣習国際法も含めて）がなければ、この「決定」を下すのは実質的にきわめて困難であろう。

本稿に則していうと、例え印パがNPTやCTBTに署名すらしていないために、当該条約の規定に束縛されることはないとしても、もし今回のような核実験を安保理が「平和に対する脅威」などと「決定」したとすると、安保理は「国際の平和及び安全の維持又は回復」のために何らかの強制措置を決められる。その場合、例えば、インドはその強制措置を認め、履行する義務が憲章上生じることになる。

（3）安保理議長声明

核実験又は大量破壊兵器に関する安保理の主要な声明としては、1992年1月31日に出された安保理議長声明（S/23500）がある。この声明の「軍縮、軍備管理および大量破壊兵器」と題する部分のパラ3の冒頭で、「全ての大量破壊兵器の拡散が国際の平和と安全に対する脅威を構成する」⁵⁷⁾と宣言している。

この議長声明は、安保理で初めて国家首脳級（大統領、首相級）会議が開催された後、安保理理事国からの授權を受けて、議長が理事国に代わって出した声明である。首脳級の合意をもとにしている点で重みがある。インドもこの当時は理事国であり、ナラシマ・ラオ首相が出席して、この声明を支持していることに注意を喚起しておきたい。なお、日本も理事国で、宮沢喜一首相が参加した。

核兵器は当然大量破壊兵器であるが、核実験から核兵器に至るまではいくつかの段階があるので⁽⁵⁸⁾、核実験それ自体では大量破壊兵器と言えないと解釈して良いだろう。しかし、インド政府が「核兵器国」になった⁽⁵⁹⁾と言明しているので、「大量破壊兵器」を保持しているとの解釈が成立し、この声明の対象となる。

「拡散」には、いわゆる水平拡散と垂直拡散の二側面があるが、議長声明で言う「拡散」に水平拡散が含まれることは間違いない。したがって、インドの「核兵器国」化はその対象となる。以上から、インドの「核兵器国」化は、「国際の平和と安全への脅威」を「構成」している少なくとも一部になる、との認識が示されていると言えるだろう。

(4) 安保理決議1172

安保理は、今回の核実験後の1998年6月6日、安保理決議1172を採択している。この決議案は、日本とスウェーデンが中心となってまとめ、コスタリカとスロベニアも共同提案国となって、全会一致で採択されている。

この決議は、前文のパラ2で前記の議長声明に言及し、パラ3で印パの核実験は「核兵器不拡散のためのグローバルな体制強化」への国際的な努力に対する挑戦であるとし、パラ7でNPT第6条における核兵器国「核軍縮に関するコミットメントを達成する」決意を歓迎し、パラ8で安保理が憲章上「国際の平和と安全の維持に関する主要な責任」を負わされていることに留意した上で、本文で以下のように述べている。

パラ1で今回の実験を非難し、パラ3で全ての国（核兵器国も含まれる）が核爆発実験をしないよう要求し、パラ7で印パに更なる核兵器開発・武器化・核搭載可能な弾道ミサイル開発などをしないよう要請し、パラ11で「国際的な核不拡散体制」の維持・強化への信念を表明し、印パはNPT上核兵器国との地位は獲得できないことを明確にしている⁽⁶⁰⁾。

パラ3の「全ての国」（all States）との表現は重要で、CTBTに署名しているか否かにかかわらず、核爆発実験をしないよう要請していることになる。これは、安保理が「核実験は核不拡散レジームを脆弱にし、国際の平和及び安全を脅かす」ものと見なしていると解釈可能である⁽⁶¹⁾ また、国連事務総長は、インドの核実験発表を受けた記者発表で、核実験のモラトリアムという言葉を使い、核不拡散

の規範にも言及している⁽⁶²⁾。

これは、憲章が言う「決定」ではなく、ましてや何らかの具体的措置を安保理が講じてはいない。したがって、印パに憲章上の責務が生じたわけではない。また、「見解」の表明とそれを担保するための具体的な「措置」の「決定」の間に、巨大な河が存在し、渡河が困難をきわめることも予想できる。

しかし、全ての国に核爆発実験の禁止を求める安保理の見解は明白であり、その見解を法律的に担保する「権利」を留保している状態とも判断可能である。まして、この問題は、安保理の「主要な責務」にかかわる問題であると言明しているので、同じ決議でもその重みが異なると言える。特に、全ての国に核爆発実験の禁止を呼びかけている点で、より「平等」な要請である点を強調しておきたい。

（5）印パおよびイスラエルの法的立場の相違

主要なNPT未加盟国は、現在では印パそしてイスラエルだけになった。この三国の間には、核爆発実験禁止に関して国際法上の立場に大きな相違があり、NPTなどに対する態度にも温度差がある。こうした相違点が看過されて議論される傾向があると思われるため、相違を明確に指摘しておきたい。

まず、国際法上の立場の相違が、イスラエルと他の二か国との間にある。これは、イスラエルがCTBTに署名したことから生じる。ウィーン条約法条約（1969年採択、1980年発効）第18条によると、条約にいったん署名したならば、その後批准する意思をなくすか「その効力発生が不当に遅延する場合」を除いて、「条約の趣旨及び目的を失わせることとなるような行為を」しない義務が生じるからだ。

この「不当に遅延する場合」の一般的な解釈はなく、さらにCTBTの場合は印パに条約調印の意思が現状ではないようなので⁽⁶³⁾、発効する可能性は現在のところない。しかし、まだ署名に開放されてから2年半程度しか経過しておらず、少なくともあと数年程度は拘束されると解釈して良いだろう。すると、イスラエルには核爆発実験をしないという国際法上の義務があることになる。なお、核爆発実験の禁止は文字通り核爆発実験の禁止だけであり、もし仮にイスラエルが現在核兵器を保有していても、その放棄を義務付けるものではないことに注意を喚起しておきたい。

印パのNPTやCTBTへの相違は、温度差である。インドが原則論に基づいて拒否

する傾向が強いのに対し、パキスタンはインドの態度次第との場合が多いようである。例えば、CTBTの交渉の場で、パキスタンはできれば賛成したいが、インドが調印しない限り同条約には調印できないと何回か言明している。⁽⁶⁾また、NPTに関しても、例えば、2000年再検討会議第一回準備委員会（1997年開催）にパキスタンはオブザーバーを派遣しているのに対して、インドはオブザーバー派遣などの非公式な参加も含めて、参加を全面的に拒否している状態にある。

VII. おわりに

印パの核実験の経緯（インドを中心に）を追いかながら、その背景にある原因などを探ってみた。浮かび上がってきた結論は、インド人民党およびバジバイ首相の「信念体系」の重要性であるが、それだけではナラシマ・ラオ国民會議派政権が1995年に出した実験命令を説明できない。

ラオ政権の時期は、たまたま、インドの核技術陳腐化への懸念増大や核科学者の世代交代、さらにはCTBTにより核爆発実験の道が閉ざされる可能性（インドが署名すると仮定して）などが、ちょうど折り重なる時期であった。そのためもあり、国内の主要行為者たちが、以前に増して核実験の実施を要求し、実施への地ならし的役目を果たしていたことが見えてきた。

印パの核実験に関して、国際法的には明示的に何の拘束もないと言って良い。しかし、国連安全保障理事会初の首脳級会議で、大量破壊兵器の拡散は国際の平和及び安全への脅威、と合意に達したことの意味を軽視してはならない。この会議には、インド首相も出席した点の重要性を、インドは思い起こすべきであろう。安保理が「国際の平和及び安全への脅威」と決定した場合は、国連は強制措置を執れ、国連加盟国はその決定に従うとの規定が国連憲章にあるからだ。

さらに、インドの核実験に対するCTBT要因説が存在するが、いずれも根拠が全くないか、良くても根拠に乏しい説であることを指摘した。その最大の根拠は、1995年12月と1996年5月の実験実施命令を説明できない点である。

核兵器国が特別な地位を与えられている差別性は、好ましいことではない。だからといって、核兵器保有国が増加する事態も好ましくない。核の水平拡散を見て見ぬ振りをするわけにはいかないのである。圧倒的多数の国が、「無政府な平

等』よりも『秩序立った不平等』⁽⁶⁵⁾ を選択しているのが、現状である。この現実的選択を基盤に、核兵器国に更なる核軍縮を迫っていくことが肝心であろう。

註

- (1) 小川は、これを「核の封じ込めを目指して」と表現している。小川伸一『「核」軍備管理・軍縮のゆくえ』芦書房、1996年、5ページ（第2章の標題）
- (2) 「明示的に」とは、当該政府が核実験を公に認めた場合をさす。したがって、例えば、核実験説があった（確証はない）、1979年3月の南ア沖南大西洋における「ダブル・フラッシュ（二度の閃光）」とも判断できる現象などは含まない。この現象には、イスラエルと南アの関与説があるが、両国政府とも関与を全面的に否定した。この疑似現象に関しては、黒沢満（編著）『軍縮問題入門』東信堂、1996年、80ページ、今井隆吉他（編）『ポスト冷戦と核』勁草書房、1996年、238-240及び246-247ページなどを参照されたい。
- (3) "Evolution of India's Nuclear Policy"（インド政府が、1998年5月27日に同国下院（Lok Sabha）に提出したもの）より。
- (4) この熱核措置は水爆型であってブースター型核分裂型ではない、とするチダムバラム（Chidambaram）インド原子力委員会委員長の発言。"Indian scientists provide details of nuclear tests", *Dow Jones*, May 17, 1998を"India-Pakistan Nuclear Tests and U. S. Response", *CRS Report for Congress*, Sept. 9, 1998 (updated version), p. 9で引用している。これへの反論は、"Is India's H-Bomb a Dud?", *India Today*, Oct. 12, 1998, p. 58 や *Time*, May 25, 1998, p. 29などを参照のこと。
- (5) "India-Pakistan Nuclear Tests and U. S. Response", *op. cit.*, p. 9
- (6) "India Conducts Nuclear Tests; Pakistan Follows Suit", *Arms Control Today*, May 1998, Pp. 22-23. Rebecca Johnson, "International Implications of the India-Pakistan Tests", *Disarmament Diplomacy*, July 1998, Pp. 26-27. "India-Pakistan Nuclear Tests and U. S. Response", *op. cit.*, Pp. 12-14. "Pakistan: The Other Shoe Drops", *The Bulletin of the Atomic Scientists*, July/August 1998, Pp. 24-25 などからまとめた。なお、詳細な引用は、紙幅の都合上、特に必要と判断した場合を除き、割愛させていただいた。ご高承願いたい。
- (7) "Pakistan today successfully conducted five nuclear tests"と題する5月28日のシャリフ首相声明。
- (8) パキスタン政府（アユブ・カーン外相）は、当初2回核実験が行われたと発表したが、同日のうちに1回だけと訂正された。翌日にカーン外相が行った説明によると、当初は2回の実験が予定されていたが、初日の実験結果の調査をした後、1回に変更されたとのことである。この訂正のために、報道に若干の混乱が見られる。"Complex Factors Pushed South Asia into Dangerous Nuclear Decisions", *Disarmament Times*, June 1998, p. 1は、2回と報じている。
- (9) *New York Times*, May 31, 1998, p. 8
- (10) "India-Pakistan Nuclear Tests and U. S. Response", *op. cit.*, p. 14

- (11) *International Herald Tribune*, May 30-31,1998, p. 5. "Pakistan : The Other Shoe Drops", *op. cit.*, Pp. 24-25などをまとめた。
- (12) *New York Times*, May 31,1998. p. 8
- (13) "Pakistan : The Other Shoe Drops", *op. cit.*, p. 24
- (14) "Defiant Sharif prepares for fallout", *UPI*, 28 May が Rebecca Johnson, *op. cit.*, p. 27に引用されていた。
- (15) *Newsweek*, May 25,1998, p. 31.
- (16) "The Bomb Makers", *India Today*, June 22,1998, Pp. 40-46。遠藤義男「インドの核政策転換」『海外事情』平成10年7/8月号、2-5ページ。*Time*, May 25, Pp. 26-28。"India-Pakistan Nuclear Tests and U. S. Response", *op. cit.*, p. 4 を参考にしてまとめた。なお、詳細な引用は、紙幅の都合上、特に必要と判断した場合を除き、割愛させていただいた。ご高承願いたい。
- (17) 遠藤義男、同上、4ページ。
- (18) "The Bomb Makers", *op. cit.*, p. 42。なお、この件に関しては、Vipin Gupta and Frank Pabian, "Investigating the Allegations of Indian Nuclear Test Preparations in the Rajasthan Desert", July 1996. <http://www.ca.sandia.gov/casite/gupta/index.html> が詳細に検討している。
- (19) *Far Eastern Economic Review*, May 28, 1998, p. 30.
- (20) 高橋亮「インドが核大国に突きつけた問い」『世界』1998年7月号、28ページ。なお、筆者が調べた限りでは、*India Today*, May 25,1998, p. 28にナラシマ・ラオ首相が1995年と1996年に核実験の実施を命じたとの言及があるが、1996年12月段階ではラオ政権ではなかったので同一の実験準備とは言えない。この『世界』記事以外では同種の指摘や報道はないように思える。
- (21) 遠藤義雄、前掲誌、4ページ。"Complex Factors Pushed South Asia into Dangerous Nuclear Decisions", *op. cit.*, p. 3.
- (22) Aaron Karp, "Indian Ambitions and the Limits of American Influence", *Arms Control Today*, May 1998, Pp. 17-18
- (23) ゴーチュ・インド軍縮大使の発言。CTBT交渉に参加した、筆者の個人的記憶による。
- (24) Prem Shakar Jha, "What's Behind the India-Pakistan Arms Race", *International Herald Tribune*, May 30-31,1998. p. 6.
- (25) 拙稿「『時限付き』核軍縮提案と包括的核実験禁止条約の前文」、大阪外国語大学『アジア太平洋論叢』第8号、1998年3月、83—109ページを参照されたい。
- (26) *Time*, May 25, p. 28.
- (27) "The Bomb Makers", *op. cit.*, p. 45.
- (28) *Newsweek*, May 25, 1998, p. 26
- (29) *Time*, May 25, p. 32.
- (30) *Ibid.*, *Newsweek*, May 25, p. 27.
- (31) Graham Allison, *Essence of Decision*, Harper Collins, 1971.
- (32) 佐藤英夫「政策決定論」『講座国際政治2 外交政策』東大出版、1989年、52-54ページ

- (33) Scott Sagan, "Why Do States Build Nuclear Weapons? Three Models in Search of a Bomb", *International Security*, Winter 1996/97, Pp. 54-86. なお、伊豆山真理「インド人民党政権と核実験」『海外事情』平成10年7/8月号、10-18ページ がこの類型に基づいた分析を試みている。
- (34) "George in the China Shop", *India Today*, May 18, 1998, Pp. 18-24
- (35) "India-Pakistan Nuclear Tests and U. S. Response", *op. cit.*, p. 2. Aaron Karp, *op. cit.*, Pp. 16-17などを参照されたい。
- (36) *Asiaweek*, May 22, p. 16
- (37) 『日本経済新聞』1998年4月28日、6面
- (38) Aaron Karp, *op. cit.*, p. 17
- (39) 高橋堯、前掲誌、29ページ
- (40) *Newsweek*, May 25, 1998, Pp. 32-33.
- (41) *India Today*, May 25, 1998, p. 24. および'Recent Events Leading to India's Nuclear Tests', "Indian and Pakistani Nuclear Tests", Center for Nonproliferation Studies, Monterey Institute of International Studies のウェブ・サイトより。<http://cns.miis.edu/research/india/bjpchron.html>
- (42) *Ibid.*, p. 24
- (43) *India Today* 紙の2000人を対象とした世論調査。"India's Nuclear Programme, Weapons & Delivery Systems"と題する Pakistan Institute for Air Defence Studies のウェブ・サイトより。(wysiwyg://92/) <http://www.geocities.com/Pentagon/Quarters/1226/indianuke.html>
- (44) *India Today*, May 25, 1998, Pp. 25-26
- (45) *Ibid.*, p. 23 に "Vajpayee---gave them what the scientific establishment was anxiously waiting for: the go-ahead for the tests." との記述がある
- (46) 伊豆山真理、前掲誌、16-17ページ
- (47) 'Recent Events Leading to India's Nuclear Tests', *op. cit.*
- (48) Aaron Karp, *op. cit.*, p. 18
- (49) 伊豆山真理、前掲誌、13ページ
- (50) Arjun Makhijani, "A legacy lost", *The Bulletin of the Atomic Scientists*, July/August, p. 55
- (51) 西脇文昭「インド核実験の軍事的意味」『世界』1998年7月号、32ページ。
- (52) 拙稿「包括的核実験禁止条約の交渉経緯と三つの争点」『貝田守教授停年退官記念論文集』1998年3月、122-126ページ
- (53) 同上
- (54) 同上
- (55) 同上
- (56) 西脇文昭、前掲誌、32-33ページ
- (57) "The proliferation of all weapons of mass destruction constitutes a threat to international peace and security" が英語の正文である。
- (58) 西脇文昭、前掲誌、33ページ。西脇によると、核兵器保有に至るまでには、核兵器の概念設計、部品群のテスト、本格設計、開発、爆発実験、生産、配備という7段階が

ある。西脇は、インドは最大限でも第5段階（爆発実験）までしか到達していないと見ている。これは、次の (59) にあるインド側の見解と異なるように思える。

- (59) "Evolution of India's Nuclear Policy" の第14節冒頭で、"India is a nuclear weapon state"と述べている。この言明は、いわゆる「武器化」の完成をさしたものと解釈可能である。本稿でも、飛行機搭載・投下可能な爆弾化が、1989年までに完成したと述べている。しかし、一般的には実験用を意味する「装置 (device)」という文言で今回の核実験に言及しているため、実際の「武器」は使用せずに実験したものと判断できる。「武器化」とは、核爆発装置を軍事的に運搬可能な弾頭又は爆弾にすることをさし、明示的 (overt) 武器化と暗示的 (covert) 武器化に別れる。前者は、核弾頭がミサイルに搭載可能な状態であり、後者は爆撃機などでの運搬可能な状態を指す。インドは、後者の「武器化」を達成していることになる。(*The Implications of South Asia's Nuclear Tests for the Non-Proliferation and Disarmament Regimes*, United Nations Institute for Disarmament Research, 1999, P. 9. GE. 99-00415-January 1999-2,540) なお、5月17日に開催された記者会見で、カラム国防相科学顧問兼防衛研究開発機構所長が「武器化の完成」を明言している。彼は、核兵器体系の指揮・命令系統を強化する必要を認めているので、もし仮に武器化が完成し実戦配備が始まっていたと仮定しても、少なくとも「実戦」と自信を持って言うに足る状況にないことが分かる。"The Shouts Heard 'Round the World", *The Bulletin of the Atomic Scientists*, July/August 1998, p. 21。この記者会見での共同声明文は、<http://www.meadev.gov.in/govt/drdo.html>。
- (60) この決議の日本語訳（外務省仮訳）は、<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hosho/kaku/ketsugi.html> を参照されたい。
- (61) George Bunn, "Nuclear Tests Violate International Norm", *Arms Control Today*, May 1998, p. 26。
- (62) *United Nations Press Release*, 11 May. " (The Secretary-General) wishes to note that, for quite some time now, there has been a de facto moratorium on nuclear testing. The moratorium and the successful conclusion of the Comprehensive Test Ban Treaty-- are seen by the international community as setting a norm with regard to nuclear non-proliferation". ここでの "for quite some time" の意味は、核実験の事実上のモラトリアムと述べているので、中国やフランスの核実験を考慮に入れると（フランスの最後の核実験は、1996年1月27日、中国は同年6月29日）、ここ二年程度と解釈するのが妥当であろう。もしそうだとすると、核実験の禁止を「規範」と称するには、期間があまりにも短すぎるので、settingを入れたのではないかと思われる。(*The Implications of South Asia's Nuclear Tests for the Non-Proliferation and Disarmament Regimes*, *op. cit.*, p. 17では、"There is also an international norm against nuclear testing"と言いつつも切っている。
- (63) インドがCTBT調印の可能性を示唆したり曖昧な態度をとっているが、現在のところ全て条件付きであり、実質的には拒否と変わりないと筆者は判断している。
- (64) アクラム・パキスタン軍縮大使の発言。CTBT交渉に参加した、筆者の個人的記憶による。
- (65) 梅本哲也『核兵器と国際政治』(財)国際問題研究所、1996年、219ページ

The Nuclear Tests by India and Pakistan : An Analysis of India's Decision and the Legal and Normative Status of the Tests

TAKEUCHI Toshitaka

This paper analyses the nuclear tests by India and Pakistan with a particular focus on India. The decision making process leading to the 1998 order by Prime Minister Vajpayee is examined after reviewing India's past policies with regard to nuclear weapons. Close attention is payed to orders to conduct nuclear tests that were eventually rescinded.

This examination is based on the following three models, i.e., the rational actor model, the domestic politics model and the norms model. It is found that the latter two models are relevant to the latest order by Vajpayee in that his and his BJ Party's "belief system" plays a significant role in their decision. It is not the only deciding factor, however, since it cannot possibly explain the aborted 1995 order by Prime Minister Rao of the Congress Party, for which the domestic politics model provides some contextual rationale.

The main actors in the domestic politics model are nuclear scientists and engineers, top military officials, politicians with decision-making authority and also public opinion. It is argued that the nuclear scientists and politicians played a pivotal role and the other two supporting roles.

Some people opined that the Comprehensive Test Ban Treaty (CTBT) was a culprit, if not the culprit, behind the Indian tests. This paper refutes these allegations because they can in no way explain the aforementioned decision by Rao. It is pointed out, furthermore, that their interpretations of Article 14 (entry into force) of the CTBT are off the mark.

For example, Secretary of State Christopher is said to have warned India that, at a conference "to facilitate the early entry into force", sanctions would be imposed on India unless she signs the CTBT. This is alleged to have pushed India to nuclear tests.

A decision at such a conference has to be made by consensus ; therefore, a lone dissention can wreck an agreement. When one looks at the reactions that, say, France and the U. K. had after the actual nuclear tests, it should be easy to see how difficult it is to agree on a sanction. Moreover, it is likely that the U. S. would not be able to take part in the said conference since the Senate has thus far refused to put the CTBT ratification debate on its legislative calendar.

Then, the legal and normative status of the tests is looked into. It is true that these tests violate no explicit treaty obligations of India and Pakistan because they have signed neither the NPT nor the CTBT. However, as U. N. member States, they should not ignore the weight of a Presidential Statement of the Security Council (S/23500), which proclaims that "the proliferation of all weapons of mass destruction constitutes a threat to international peace and security".

This statement was an outcome of a first heads-of-state level Council meeting, in which then Prime Minister Rao of India participated. It is acknowledged, nevertheless, that the Presidential Statement is not a "decision" of the Council with legally binding power that every member State is obliged to accept under the U. N. Charter. Security Council Resolution 1172 that was unanimously adopted after the tests is also looked at.

Lastly, it is explained that the fact that Israel signed the CTBT makes her legal status vis-a-vis nuclear test explosion totally different from that of India and Pakistan, according to Article 18 of the Vienna Convention on the Law of Treaties.